

湖西市国民健康保険税の課税限度額等の引き上げについて

地方税法施行令の改正により国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の改正が下記のとおり行われる予定です。

1 課税限度額の改正

基礎課税分の課税限度額が、「66万円」から「67万円」に1万円引上げられます。

国民健康保険税の区分	改正前	改正後
基礎課税分	66万円	67万円
後期高齢者支援金等分	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
合計	109万円	110万円

※子ども・子育て支援納付金分については令和7年度末に決定予定。

2 軽減措置の改正

国民健康保険税の均等割、平等割の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額が、現行の「30.5万円」から「31万円」に引き上げられ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額が、現行の「56万円」から「57万円」に引き上げられます。

軽減割合	所得区分	
	(改正前)	(改正後)
7割軽減	43万円以下	
5割軽減	43万円を超える 73.5万円以下	43万円を超える 74万円以下
2割軽減	73.5万円を超える 99万円以下	74万円を超える 100万円以下

3 施行期日

令和8年4月1日（予定）

4 条例の改正

国民健康保険税条例の一部改正については、根拠法令の改正が3月末となることから、令和7年度中に専決処分を行い、その後の最初の議会にて報告する予定です。